

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成31年4月9日提出

【発行者名】 ファイブスター投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 中芝 幸一

【本店の所在の場所】 東京都中央区入船一丁目2番9号 八丁堀MFビル8階

【事務連絡者氏名】 河村 誠

【電話番号】 03-3523-9556

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券に係るファンドの
名称】 日本株ロング・ショート戦略ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年4月5日付けをもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第一部証券情報（7）申込期間」の記載事項について、投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）する予定日および繰上償還を行うこととなった場合の申込期間の記載に誤りがありましたので、また、「第一部証券情報（12）その他」の記載事項について、受益権の取得申込みを受け付けない日の記載に誤りがありましたので、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示しております。

第一部【証券情報】

（ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

2019年2月28日から2019年8月27日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、2019年5月17日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。当該繰上償還を行うこととなった場合、申込期間は2019年5月9日までとします。詳しくは後述「（12）その他 投資信託契約の解約（繰上償還）の予定について」をご覧ください。

< 訂正後 >

2019年2月28日から2019年8月27日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、2019年5月20日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。当該繰上償還を行うこととなった場合、申込期間は2019年5月10日までとします。詳しくは後述「（12）その他 投資信託契約の解約（繰上償還）の予定について」をご覧ください。

(1 2) 【その他】

< 訂正前 >

投資信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは2011年6月11日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、2019年3月11日時点で、受益権口数が約3,000万口となり、純資産総額が3,000万円を下回っており、ファンドの運用方針に則った運用を継続することが困難となっております。

弊社といたしましては、当ファンドの投資信託契約を解約し、受益者様からお預かりした運用資産をお返すことが最善であると考え、繰上償還の手続きを行うことに至りました。

委託会社では、このような状況を鑑み、以下のスケジュールに沿って投資信託契約を終了する予定です。

- ・ 議決権口数の確定日：2019年4月8日
- ・ 議決権行使書面による議決権の行使期間：2019年4月9日から2019年5月7日まで
- ・ 書面による決議の日：2019年5月8日
- ・ 信託の終了（繰上償還）予定日：2019年5月20日

2019年5月7日の書面決議において、2019年4月8日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2019年5月20日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。その場合、2019年5月13日以降の受益権の取得申込みの受付は行いません。なお、本議案が否決された場合には、当ファンドの信託の終了（繰上償還）は行いません。

< 訂正後 >

投資信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは2011年6月11日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、2019年3月11日時点で、受益権口数が約3,000万口となり、純資産総額が3,000万円を下回っており、ファンドの運用方針に則った運用を継続することが困難となっております。

弊社といたしましては、当ファンドの投資信託契約を解約し、受益者様からお預かりした運用資産をお返すことが最善であると考え、繰上償還の手続きを行うことに至りました。

委託会社では、このような状況を鑑み、以下のスケジュールに沿って投資信託契約を終了する予定です。

- ・ 議決権口数の確定日：2019年4月8日
- ・ 議決権行使書面による議決権の行使期間：2019年4月9日から2019年5月7日まで
- ・ 書面による決議の日：2019年5月8日
- ・ 信託の終了（繰上償還）予定日：2019年5月20日

2019年5月7日の書面決議において、2019年4月8日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2019年5月20日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。その場合、受益権の取得申込みの受付は2019年5月10日15時までとします。なお、本議案が否決された場合には、当ファンドの信託の終了（繰上償還）は行いません。